二　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　五十五号及び四百九十三号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県安芸郡芸西村西分字江尻二二三一番一から南国市物部字東横田七四三番一まで	前	ＢＡ　八・〇〇～一九・〇〇メートル	六七・〇〇メートル　一二・九〇三キロメートル　八・九六五	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　八・〇〇～一九・〇〇メートル	六七・〇〇メートル　一二・九〇三キロメートル　八・九六五	

　　(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十二号	三好市山城町重実字井戸瀬七三番五から同市山城町重実字井戸瀬七三番一三まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所
五十五号及び四百九十三号	香南市夜須町手結山字長田一五三番一地先から同市夜須町手結山字西中谷六五五番一地先まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十三日

○九州地方整備局告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　九州地方整備局長　中島　章雅

区間	幅員	延長
都城市平塚町三〇七一番三から同市平塚町四三九九番二まで	一一・四〇～一一九・八〇メートル	一・八五三キロメートル

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　十号
三　指定する道路の部分
四　指定する期日　平成二十四年三月二十三日

○九州地方整備局告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　九州地方整備局長　中島　章雅

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百九十七号
三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
唐津市柏崎字横枕一〇四一番一から同市千々賀字山田川内八四三番一まで	一〇・一五～一一四・六九メートル	四・二一三キロメートル

四　指定する期日　平成二十四年三月二十三日

○九州地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

　　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　四百九十七号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
唐津市中原字高土井二七三六番から同市千々賀字千田島五二四二番一まで	前	二〇・〇五～一二二・一五メートル	三・九七九キロメートル
	後	一四・六〇～一一四・五〇メートル	三・九七九キロメートル

　　(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	鹿児島市伊敷八丁目三六七七番四から同市伊敷八丁目三二八一番三まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十三日

○九州地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	都城市平塚町三〇七一番三から同市平塚町四三九九番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所
四百九十七号	唐津市柏崎字土井崎一一一〇番一から同市千々賀字山田川内九〇八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十四日

○北海道開発局告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間北海道開発局及び同局函館開発建設部において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　北海道開発局長　高松　泰

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　二百二十八号及び二百八十号
三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
北斗市富川二一九番地先から同市茂辺地八一七番地先まで	一三・〇〇～二七六・〇〇メートル	五・三七〇キロメートル

四　指定する期日　平成二十四年三月二十三日